⑮　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑫に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を（共同申し込みの場合は共同企業体として）１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⑯　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑰　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑯をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑱　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑷の資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）

なお、下記４⑷の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑲　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること。（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は入札説明書による。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに、良好な提案等に上記⑴により加算点（最大40点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。また、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

⑸　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と請負業者間で施工計画・技術提案の履行に係る覚書を交換するものとする。

４　入札手続等

⑴　入札方法

①　入札参加者は、１⑵に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積もった金額の合計をもって入札するものとする。

②　個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（十万円単位を四捨五入）をもって機構が定めるものとする。

⑵　担当支社等　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部　経理課　電話052―968―3315

⑶　問い合わせ先

①　平成29・30年度一般競争参加資格の認定に関する事項　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部　経理課　電話052―968―3315

②　公募条件に関する事項　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部　工務・検査課　電話052―968―3269

③　「基盤整備工事」に関する事項　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部部　ストック技術課　電話052―968―3160

④　「建設工事」の設計条件書等に関する事項　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部　ストック技術課　電話052―968―3248

⑤　入札手続に関する事項　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦３－５－27　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部　経理課　電話052―968―3315

⑷　設計図面及び現場説明書等の交付期間等（詳細は独立行政法人都市再生機構ＨＰに掲載の入札説明書による）

①　交付期間：平成30年１月23日（火）から平成30年２月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から正午及び午後１時から午後５時まで。

②　交付方法等　設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、独立行政法人都市再生機構ＨＰに掲載のＦＡＸ専用の設計図書等交付申込書を上記の期間に送付し、申し込むこと。設計図面及び現場説明書等はＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。ＦＡＸ受領後、中部支社コピーセンター受託業者である株式会社ヤマイチテクノより、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部　経理課　送信先ＦＡＸ：052―968―3295　問合先ＴＥＬ：052―968―3315

⑸　申請書等の提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、中部支社長の承諾を得て紙入札による場合は、申請書の提出期間内に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記⑶②へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、承諾を得て紙入札とする場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）分の切手を貼付した長３封筒を併せて提出すること。

①　提出期間：平成30年１月23日（火）から平成30年２月22日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）までとする。

②　提出場所：電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、工務・検査課（上記４⑶②参照）に写しを提出する。紙入札による場合は、原本を工務・検査課（下記４⑶②参照）に提出する。